

目 次

校訓	1
校歌	2
生徒会会則.....	4
選挙規定	9
生徒議会のすすめかた	13
私たちの生活	15
1 学習について	15
2 登下校について	15
3 身なりについて	18
4 保健・安全について	26
5 学校施設の利用について	27
(1) 体育館・武道場	27
(2) コンピュータ教室	27
(3) 図書コーナー	28
(4) 保健室	28
6 部活動について	30
諸届について	35
忌引きについて	36

校訓

校訓
剛創自
健造律

生徒会スローガン

西部中学校校歌

作詞 西部中学校
作曲



1. そら



にひろがる たかねのやまよつど



うわれらにかたりかける



きぎのいぶきは 미래のよかん いのちはぐくみ きぼ



うのいずーみ おれのゆめの ありかのみすえ



こころ ひらこう ああ われらがせい



ぶちゅうがっ こう 2. はる こう

西部中学校校歌

1. 天に広がる 高根の山よ
集うわれらに 語りかける
樹々の息吹は 未来の予感
生命育み 希望の泉
おのれの夢の 在り処を見すえ
心開こう
ああ われらが 西部中学校
2. 春待ちて咲く 卯ノ花の里に
いざや手を取り 火と燃える
剛き身体に 錬磨の意気で
若き血潮は 雲に映え
友と励まし たゆまぬ努力
技を磨こう
ああ われらが 西部中学校
3. 世の転変の 時に紛れず
人間の気高さ 守り抜く
大星雲の きらめきのごと
永遠なる真理 胸に秘め
歩みてやまず 自律への道
英知で支えん
ああ われらが 西部中学校

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、西部中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、自律的精神に基づく活動を通して、生徒がすすんで学校行事に参加するとともに、学校並びに地域社会と協力して、立派な社会人になるための望ましい生活習慣を修得することを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会会員は西部中学校全生徒とする。

第4章 生徒総会

第4条 生徒総会は本会の最高の決議機関であり、全会員をもって構成される。

第5条 生徒総会は原則として年2回開く。なお必要がある場合は生徒議会で決議し、臨時に開くことができる。

第6条 生徒総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第7条 生徒総会は次のことを審議する。

- (1) 生徒会の活動方針及び各委員会の活動方針
- (2) 予算および決算
- (3) 会則の改正
- (4) その他

第8条 生徒総会の決議は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第5章 役員

第9条 本会は会長1名、副会長1名、役員を4名おく。

第10条 役員は別に定められた選挙規定により、全会員の直接選挙によって選出される。

第11条 役員の任期は6か月間とし、原則前期4月～9月、後期10月～3月とする。

第6章 生徒議会

第12条 生徒議会は、生徒会役員（執行部）、各学級代議員、委員長により構成される。

第13条 生徒議会は毎月1回議を開く。なお必要に応じて臨時議を開くことができる。

第14条 生徒議会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第15条 生徒議会の決議は、出席構成員の過半数の賛成を必要とする。

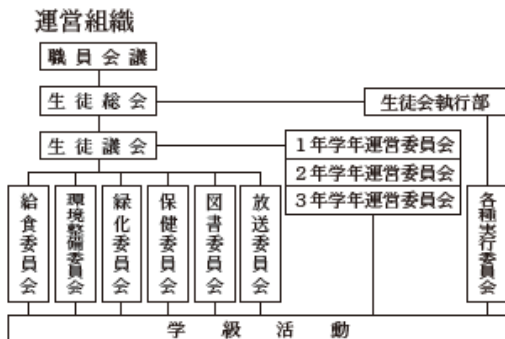
第16条 副級長の任期は生徒会役員と同じとする。

第7章 委員会

第17条 本会は目的達成のため委員会を設ける。（P7）

第18条 各委員会は、委員長、副委員長を各1名選出する。

第19条 委員会は常時活動を基本とするが、原則として一斉活動の時間を持ち、任務を遂行する。



第 8 章 学 級 会

第 20 条 学級会は、学級に所属する全生徒によって構成される。

第 21 条 学級会には、級長，副級長をそれぞれ男女各 1 名置く。なお，生徒会役員は学級役員を兼任できない。

第 22 条 学級役員は学級会の運営に当たる。

第 9 章 財 政

第 23 条 本会に必要な経費は生徒会費による。

第 24 条 予算決算は議会の決定に基づいて行使しなければならない。

第 10 章 顧 問

第 25 条 本会には活動に対する助言を得るため顧問を置く。顧問は学校職員がこれに当たる。

第 11 章 最高決定権

第 26 条 生徒会活動に関する全ての事項についての最終決定権は、校長がこれを有する。

第 12 章 改 正

第 27 条 本会則の改正は、生徒議会が3分の2以上の賛同を得て発議し、生徒総会において出席者の過半数を得るとき認められる。

選挙規定

第1章 選挙権及び被選挙権

- 第1条 生徒会会員は役員選挙権及び被選挙権を有する。
- 第2条 選挙の日に不在の者は選挙権を有しない。当日不在が明らかな生徒は、期日前投票をすることができる。
- 第3条 選挙管理委員は選挙権を有する。

第2章 選挙管理委員会

- 第4条 選挙管理委員会は各クラス1名の代表によって組織され、選挙のいっさいの管理に当たる。
- 第5条 選挙管理委員会は委員の中から委員長、副委員長を各1名互選する。
- 第6条 委員長は委員会を代表してその事務処理に責任をもつ。

第3章 役員立候補者

- 第7条 立候補しようとする生徒は、選挙期日が公示された日から定められた日

までに、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 第 8 条 立候補届けを提出しようとする者は、選挙管理委員会の指定した用紙に必要な事項を記入しなければならない。ただし、会長・副会長に立候補する者は、同時に役員に立候補することはできない。

第 4 章 選挙運動

- 第 9 条 選挙運動は、選挙期日の公示の日から投票日の前日までの期間中に行うことができる。

- 第 10 条 選挙管理委員会は、立候補者の一覧表を校内の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 第 11 条 立候補者及び推薦者は、選挙管理委員会が認めた選挙活動を行うことができる。

- 第 12 条 立候補者又は推薦者が選挙管理委員会により認められる選挙運動以外の運動を行った場合は、その候補者の選挙は無効とする。

第 5 章 投票及び投票所

第 13 条 選挙は無記名投票により行う。

第 14 条 投票所は選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第 15 条 選挙立会人は選挙管理委員と担当教師が行う。

第 16 条 投票用紙は選挙管理委員会が準備し、選挙当日投票所で交付されなければならない。

第 6 章 開票及び開票所

第 17 条 開票所は選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第 18 条 開票は選挙管理委員会、及び顧問教師によって行われる。

第 19 条 正規の投票用紙を用いないもの、判読できないものは無効投票とする。

第 20 条 有効投票の得票数により、当落を決定する。

- ① 会長・副会長については、最も得票の多い者を当選者とする。
- ② 役員 4 名については、得票が多い者が

ら当選者とする。

第 21 条 もし第 20 条において同数のときは、
生徒議会の決選投票によって決める。

第 22 条 立候補者数が定数以内の場合であっ
ても信任投票を行う。

第 23 条 当選者が決定したら、選挙管理委員
会は校長の承認を得てただちに結果を
公示しなければならない。

第 24 条 記入済の投票用紙は、2 か月選挙管
理委員会で保管しなければならない。

(平 19. 3 月第 23 条改正)

生徒議会のすすめかた

会議は、多くの生徒が集まって各自の考えを話し合い、お互いの意見を交換し合って、多数決でいろいろなことを決める民主的な方法である。

1 開会の宣言

議長が行う。議長は定数に達したことを宣言する。

2 経過報告

ある問題について、調査、研究、審議、執行などが、係や委員会に依頼されている場合は、その係や委員会が経過や結果を報告し、質疑の後、よければ承認される。

3 議 事

(1) 議事の支持

議長は、議案についての支持を問い、支持があれば議題として取り上げる。

(2) 提案理由の説明と質疑

提案者が、提案理由を説明し、質疑応答する。質問者は意見を交えないようにする。

(3) 討 議

議長は論点がそれないように整理，発言の要点をまとめる。議事の途中で別の動議が出されることがあるが，緊急かつ新しい動議を優先して取り上げる。

(4) 採 決

記名投票によって行うのが正式であるが，無記名投票，「賛成」「反対」の発声，起立，挙手または拍手で行うこともある。

4 閉会の宣言

議事日程が終了したとき，予定された閉会時間がきたときは，議長は閉会を宣言することができる。

民主的な会議は，「数の会議」といわれ，多数決の原則が尊重される。

しかし，その裏づけとして「少数意見尊重」の精神が必要である。

私たちの生活

西部中学校の生徒であることを自覚し、常に次の約束を守り、規律正しい生活をしよう。

1 学習について

学習は、私たち中学生にとって最も大切なことである。自ら進んで学習する態度を身につけ、積極的に知識や技能を体得しよう。

- ① チャイム前着席ができ、チャイムと同時に授業を開始する。
- ② 授業に遅れた場合は、教科担任の先生にその理由を申し出る。
- ③ 指名されたら「はい」と返事をし、正しい言葉づかいではっきり発言する。

2 登下校について

交通のきまりを守り、安全に考慮して、一人の事故者も出さないことを誓い合おう。

(1) 通学のきまり

- ① 登下校は、学校に届け出た通学路を通る。
- ② 登下校時刻を守る。

●登校時刻 8時以降に登校し、8時25分には着席を完了する。

●下校時刻 (最終)

4月 17時00分	10月 17時00分
5月 17時00分	11月 16時30分
6月 17時00分	12月 16時30分
7月 17時00分	1月 16時30分
8月 17時00分	2月 17時00分
9月 17時00分	3月 17時00分

(2) 徒歩通学について

- ① 通学路の右端を通行する。
- ② 歩道のある道路では歩道を通行する。

(3) 自転車通学について

- ① 県道（八幡緒川停車場線）より北側と、寿久茂，丸山，次郎兵衛山，雁狭間，雁狭間山，肥後原，植山，西地獄，西釜池，平六，中釜池，東釜池，組田の指定区域の生徒は，自転車で通学してもよい。
- ② 自転車通学者は，自転車通学許可を申請し，証明シールを自転車の所定の位置に貼る。
- ③ 通学用自転車は自分の体にあったものとする。また，荷台のあるもの，スタンドは

両脚スタンドとする。

- ④ 車体の点検・整備を行う。
- ⑤ 自転車は道路の左側を1列で通行する。
歩道はあくまでも歩行者優先であり，歩行者の通行を妨げてはならない。
- ⑥ 命を守るためヘルメットを必ず着用し，あごひもを正しくしめる。
- ⑦ 校門から自転車置場までは乗車せず，ひいて歩く。
- ⑧ 安全を考慮して，荷物は荷台にしぼる。
- ⑨ 自転車通学のきまりが守れない生徒については，自転車通学許可を取り消す。

(4) その他

- ① 登校時は，原則制服を着用する。
- ② 部活動に参加する時の登下校時は，部活動の服装でもよい。

3 身なりについて

質素・端正・清潔であることを心がけ、学業やスポーツに支障のない身なりを自分で選択しよう。

(1) 服装

① 夏季の服装

6月～10月は体操服登校も可とする。

② 名札

●名札を左胸につける。授業後は学校で回収する。

③ 靴下

●白，黒，紺，茶，グレー。メーカーのロゴのワンポイントが入っているものも可とする。

④ 通学靴

●体育の授業に適した運動靴。

●色は、白、黒、紺、茶、グレーを可とする。

●雨天時は長靴でもよい。

⑤ 上靴

●白、黒、紺、茶、グレーの運動靴。

⑥ 防寒着（11月～3月）

●手袋，マフラー，コート，ウインドブ

レーカーなどは派手でないものを着用する。

(部活動指定のものは可)

- 防寒着は室内で着用しない。
- 病気等で上記以外の防寒具の着用が必要な場合は、事前に担任および教科担任に申し出る。

⑦ 式典行事

- 式典行事では学校指定の学生服，セーラー服，ブレザー，襟付きのシャツ，ポロシャツを着用する。

⑧ 衣替えの時期

- 気温等に合わせて、各自で調節する。

(2) 頭 髪

- 社会に出たときに、時と場に応じた行動を選択できるように、状況に合わせて髪型を整える。
- 整髪料を使用しない。(無香料の寝ぐせ直しは可とする。)
- そりこみはしない。
- 実技授業や給食準備を行う際、髪が襟につく生徒は黒または茶色のゴムで髪を束ねる。
- 学校内で髪を整えるとき、髪が落ちた

ら自ら拾うなど、公共の場であることを意識する。

<パターン1>

- 学校指定の学生服を着用する。
- 上着の下には、白のカッターシャツか白・黒・紺・茶グレーのポロシャツを着用する。
- 夏季は白のカッターシャツか白・黒・紺・茶・グレーのポロシャツを着用する。

<パターン2>

- 学校指定のセーラー服を着用する。（冬は紺色。夏は白色。合い服も認める。）
- リボンはスカイブルーで、胸で蝶結びにする。
- 夏季は白・黒・紺・茶・グレーのポロシャツ着用可とする。

<パターン3>

- 学校指定のブレザー、ズボン、スカート、キュロットを着用する。
- 上着の下には、白・黒・紺・茶・グレーのポロシャツを着用する。白のカッターシャツも可とする。（カッターシャツを着

る場合はシャツをズボン，スカート，キュロットの中にしまう。）

- 夏季は白・黒・紺・茶・グレーのポロシャツを着用する。白のカッターシャツも可とする。（カッターシャツを着る場合はシャツをズボン，スカート，キュロットの中にしまう。）

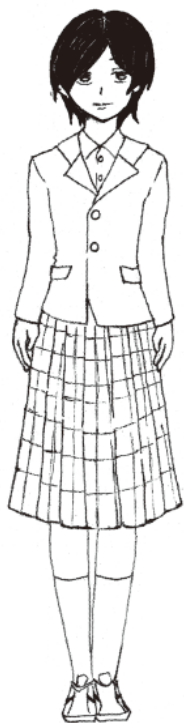
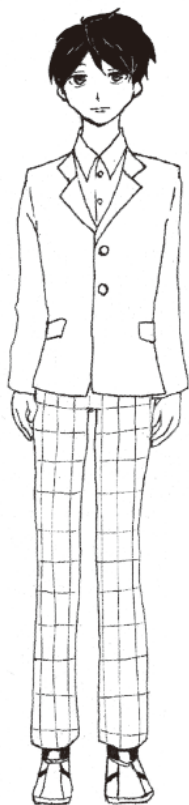
< 共通事項 >

- ポロシャツは，白・黒・紺・茶・グレーの無地のものでワンポイントは不可とする。ボタンダウン，ポケット付きは可とする。
- スカート丈は膝がかくれる程度とする。
- ベルトは黒・紺・茶の無地のものを着用する。
- 冬季は中着に無地の白・黒・紺・茶・グレーのセーター，カーディガン，トレーナーの着用可。ただし，ブレザー，学生服，セラー服の丈から出ないものとする。
- タイツの着用も可とする。タイツの色は黒またはベージュの無地とする。

〈パターン1 服装図〉 〈パターン2 服装図〉



〈パターン3 服装図〉



(3) かばん

① 形状・機能について

●安全面を考慮し、両手のあくリュックサック、たすきがけのできるスポーツバッグ、3WAYバッグとする。自転車通学の生徒は、自転車の荷台に荷ひもで縛れる形のかばんにする。リュックタイプのかばんは、背負ってもよい。

② 大きさ

●かばんは決められた持ち物が入る大きさで、ロッカーに収納できるものとする。※ロッカーの大きさ 51cm×28cm×41cm(幅×高さ×奥行き)

③ 色・柄について

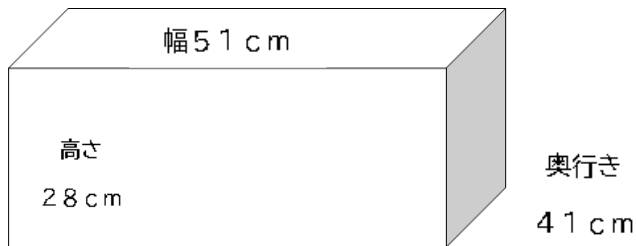
●色は、白・黒・紺・茶・グレーとし、華美でないものとする。メーカーのロゴは入っていてもよい。

④ 素材について

●耐久性の高いものにする。薄いビニール等は使用しない。

⑤ 補助カバンについて

- かばんに収まらない持ち物（ジャージ・体操服など）を入れるために、補助カバンを使用してもよい。肩掛けか手持ちタイプでチャック付きのものを使用する。色の指定は、かばんと同様とする。



ロッカーの大きさの目安

4 保健・安全について

自分の体は自分で守ることを基本にして、常に明るく健康的な生活が維持できるように互いに細心の注意をはらおう。

- ① 自分の健康は自分で管理する習慣を身につける。
 - 朝の健康観察
 - 定期的な健康診断
- ② 窓の開閉は次の基準に従う。
 - 朝，登校したら窓は全部開ける。
 - 放課時には窓を開け，換気する。
 - 廊下側天窓は開けたままにする。
- ③ マスクや消毒をするなど感染症予防に努める。
- ④ 施設や物品は使用上の注意を守り，安全に心がける。また借用するときは，先生の許可を得て使用する。使用後はその場所にもどし，先生に報告する。
- ⑤ ベランダ，犬走りは非常用通路とし，ふだんは通行しない。
- ⑥ 破損箇所を見つけたら先生に連絡する。

5 学校施設の利用について

後片付け，整理整頓をきちんと行いながら，学校施設を有効に活用して充実した生活に役立てよう。

(1) 体育館・武道場

- ① 授業，部活動，行事，清掃以外の使用は禁止する。
- ② 体育館内では，指定された履物を使用する。
- ③ 武道場は，履物をぬいで入室する。
- ④ 施設・器具を許可なく使用しない。

(2) コンピュータ教室

- ① スリッパは指定されたくつ箱（コンピュータ番号）のものを使用する。総合などでコンピュータ教室を使用する場合は，担当教師の指示に従う。
- ② コンピュータ教室の窓は開けない。

- ③ エアコンのスイッチを，生徒は触らない。
 - ④ 生徒は許可なく準備室に入らない。
 - ⑤ 消しゴムのカスは，集めてごみ箱に捨てる。
 - ⑥ 使用が終わったらコンピュータの終了操作を行い，ディスプレイの電源を切って退室する。
- (3) 図書コーナー
- ① 図書コーナーでは静かにし，マナーを守って他の人に迷惑をかけないようにする。
 - ② 図書や机やイスはていねいに取り扱い，破損したり，汚したりしないようにする。（紛失したり，破損したりした場合は係の先生に届け出る）
 - ③ 図書は期限を守って返却し，書架の正しい位置に返す。
- (4) 保健室
- ① 担任，又は学年の先生，教科担任の許可を得てから養護教諭に連絡する。
 - ② 付き添いは1名で，原則として保健委員とする。

- ③ 保健室での休養は，養護教諭の許可を得て，原則として1時間とする。
養護教諭が不在の場合は，保健室は利用できない。原則，職員室で学年の先生に対応してもらう。
- ④ 内服薬と湿布は学校ではもらえない。
- ⑤ けがの応急手当は，学校管理下で発生したものについて，その直後のみ行う。
- ⑥ 保健室にある「保健室来室カード（外科用・内科用）」に必ず記入する。

6 部活動について

部長を中心とした自主的な活動を通し，自らの個性を一層伸ばすよう努め，心身を鍛えよう。

- ① 危険防止に心がけ，必ず顧問指導のもとで行う。
- ② 体育館や武道場を使用する場合は使用の約束を守る。
- ③ 定期テストの1週間前から特別な場合を除き，活動を中止する。
- ④ 活動に参加するときは，各自の持ち物を活動場所へ持参する。
- ⑤ 登下校時刻と活動時間を厳守し，能率的な練習を心がける。
- ⑥ 朝の練習は原則行わない。行事の準備等で帰りの練習ができないとき，校長の許可のもと行う

異常気象時における

登校・給食について

I 暴風警報・暴風雪警報，特別警報発表時の場合

1 登校する以前に，名古屋地方気象台から「東浦町」に暴風警報・暴風雪警報，特別警報が発表されている場合は，テレビ，ラジオ，インターネット等の気象情報に注意し，次の約束に従う。

- ① 午前6時20分までに警報が解除された場合は，平常通り授業を行う。
- ② 午前6時20分から午前11時までに警報が解除された場合は，午前中の授業を中止し，午後1時より当日の授業を行う。
- ③ 午前11時を過ぎて，警報が解除された場合は当日の授業を中止する。

2 暴風警報等が発表されたときの給食は，次の約束に従う。

- ① 午前6時20分までに警報が解除された場合は給食を実施する。
- ② 午前6時20分を過ぎて警報が解除

された場合は当日の給食を実施しない。

- 午前 11 時までに警報が解除された場合は，昼食をすませて登校する。

Ⅱ 大雨警報等発表時の場合

- 1 大雨等による橋の破壊，土砂崩れ，冠水などで保護者が危険と判断した場合は，家で待機する。この場合，その旨を学校に連絡する。
- 2 登校途中に危険と思われる箇所があるときは，迂回するか家に引き返す。引き返したときは学校に連絡する。
- 3 緊急事態発生のときは，付近の人に助けを求める。

Ⅲ 特別警報発表に伴う対応について

①. 登校前に発表

登校しない！

登校してしまったら②の対応

②. 登校後に発表

(1). 授業は中止し、生徒は、学校に留める。

(2). 発表中は、保護者のお迎えにより下校。

(3). 解除後も、生徒の安全が確保できるまでは下校させない。

③. 下校時に発表

学校に戻った場合は、②の対応



④. 警報解除後も学校から「HP」・「tetoru」等で連絡が入るまで登校しない！

IV その他の注意

- 1 家庭や付近の友達に災害事故があったときは速かに学校へ連絡する。
- 2 学校から特別に指示があった場合は、その指示に従う。
- 3 その他の緊急事態発生時の登校については tetoru を通して連絡するのでよく確認しておく。
- 4 警報発表等によって方面下校する際には、速やかにラーニングに整列する。

方面別下校

地区名

諸届について

- 1 遅刻，早退，見学等の場合は生徒手帳の諸届・許可欄に必要事項を記入し，保護者の印を押し，先生に提出する。
- 2 欠席する場合は，始業前(8：20)までに家の人に学校へ tetoru で連絡してもらう。
- 3 学割の必要な旅行をする場合は，早めに担任の先生に申し出て，連絡・証明欄にて旅行届を提出する。
- 4 ラーケーションの日を取得する場合はラーケーションカードを提出する。詳細は『ラーケーションカード』を参照。
- 5 万一，学校の施設や備品を破損した場合はただちに申し出て，必要に応じて破損届を提出する。故意又は重大な過失があった場合は，弁償もあり得る。

忌引きについて

親族の葬儀及び実父母の祭日で定められた日数。

(※葬儀のための往復の旅行日数は加算できる。)

忌引き日数表

血	父 母	7日	姻族	義兄・義姉	1日
	祖 父 母	3日		おじ おば	1日
族	兄弟 姉妹	3日			
	曾 祖 父 母	1日			
	おじ おば	1日			

ボランティア参加記録について

- ボランティアに参加したら，生徒手帳の参加証明の欄に，「ボランティア名」「日付」をしておく。

ボランティア参加記録

例) 「図書館ボランティア」

(12月17日)

「
」

(年 月 日)

「
」

(年 月 日)

「
」

(年 月 日)

「
」

(年 月 日)

「
」

(年 月 日)

「
」

(年 月 日)

「
」

(年 月 日)